

# 【業務情報に関する合意書】

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と、株式会社Revo（以下「乙」）は顧客紹介に関し以下の通り契約を締結する。

第1条（顧客の紹介） 甲は乙に対して顧客を紹介し、乙の提供するサービスの取次を行う。

第2条（内容） 乙が顧客に対し紹介する商品又はサービスの提供は乙の責任において行うものとする。

第3条（紹介料）

1.乙が甲から紹介を受けた顧客（以下「丙」）によって得られた報酬（消費税を除く）のうち以下の紹介料を甲に支払うものとする。

(1) 不動産売買取引の際 \_\_\_\_\_ % (2) 不動産賃貸借取引の際 \_\_\_\_\_ %

2.乙の努力により丙より複数回に渡り報酬を得られた際、乙によって得られた報酬（消費税を除く）のうち以下の紹介料を甲に支払うものとする。

(3) 不動産売買取引の際 \_\_\_\_\_ % (4) 不動産賃貸借取引の際 \_\_\_\_\_ %

3.甲の紹介により丙が乙に不動産エージェントとして登録をした際、所属時のビジネス使用料の1年分（消費税を除く）の20%を紹介料として払うものとする。

4.乙が実際に報酬を得られた、翌月20日に甲が指定した銀行口座へ紹介料を支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第4条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という）を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の承諾なくして、本契約又は個別契約を履行するために必要のある役員及び従業員その他自己の業務に従事している者以外の者に漏洩又は開示してはならないものとする。なお、次の各号の情報については、秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示を受けたとき既に公知であったもの及び既に自己が知得していたもの。

(2) 開示を受けた後に自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。

(3) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負う事なく適法に取得したもの。

2. 甲及び乙は、本契約に定める権利の行使及び義務の履行以外の目的で、秘密情報を使用、流用及び複製しないものとする。

第5条（反社会的勢力の排除）

1.甲乙は、企業の社会的責任として、反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」定義する暴力団及び関係団体をいう）と一切関係をもたず、いかなる取引も行わないものとする。

2.反社会的勢力との関係を有することが判明した場合、何らかの催告を要せず本契約を解除する事ができるものとする。

第6条（解除） 当事者一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は相当期間を定めて違反状態を是正するよう催告をし、当該期間内に違反状態が解消されなかった時は、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求する事ができる。

第7条（有効期間） 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とし、甲または乙から本契約を終了させる旨の意思表示がない場合は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（その他の事項） この取り決めの解釈に疑惑が生じた場合、または定めのない事項については、甲・乙が誠意をもって協議のうえその解決に当たるものとする。

《振込み先》銀行名

支店

普通・当座 口座番号

口座名義人

本契約締結の証として本書2通を作成し、各自記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲)

印

(乙) 株式会社Revo

福岡県福岡市博多区中呉服町3番10号 勝冶呉服ビル3階

代表取締役 高松 一郎

印

担当 ( )